**札 幌 市 街 路 灯 修 繕**

**業 務 委 託 実 施 要 領**

|  |
| --- |
| **令和７年度版** |

**札幌市建設局土木部**

業務委託実施要領

目　　　　　　　　　　　次

第１節 基　　本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

1. 業務委託の形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 入札参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 入札及び契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4. 業務の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5. 消費税の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
6. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

〔様式集〕

様式Ａ 業務委託成績表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

様式Ｂ 成績表考査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

様式Ｃ 出来ばえ考査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

様式Ｄ 支出負担行為伺書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

様式Ｅ 業務発注簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

様式Ｆ 入札参加資格に関する申立書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

**札幌市街路灯修繕業務委託実施要領**

令和７年(2025年)１月22日

建 設 局 長 決 裁

この要領は、札幌市各区土木部が発注する街路灯修繕に係る業務委託の実施について、他に定める事項以外のものに適用し、もって、業務の円滑化を図ることを目的に定めるものである。

**第１節　基　本**

街路灯は夜間通行の安全確保のため重要な道路施設であり、その修繕には迅速な対応を求められるものである。

業務委託の実施に当たっては、業務の目的を十分に理解し、効果的で、かつ、適正に業務を遂行するよう努めなければならない。

**第２節　業務委託の形態**

街路灯修繕に係る業務委託については、区において役務契約の一般競争入札により単価契約を行い、業務の指示、検査、経理を行うものとする｡

**第３節　入札参加資格**

業務委託に係る入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たすものとする。

１ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

２ 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」、小分類「電気設備保守業」、または中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」、小分類「電気機械器具保守・修理業」に登録されている者であること。

３ 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」で登録されている者であること。

４ 北海道電力ネットワーク㈱の引込線・計測器工事施工会社の認定を受けている者であること。

５ 街路灯修繕業務を履行するために必要な装備能力等として、次の各号を満たす者であること。

①　高所作業車等を所有していること、または、契約期間中常時リース等により確保できること。

②　高所作業車等の運転免許を有し、作業を行うための技能講習を修了している者を契約期間中配置できること。

６ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

７ 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

８ 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

９ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

　ア　資本関係

(ｱ)　親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

　イ　人的関係

(ｱ)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第１項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

**第４節　入札及び契約**

１　本業務は、役務契約であり「契約事務ハンドブック（役務編）」の適用を受ける。

２　入札は、一般競争入札参加者を対象に、次により行うものとする。

(1)　各単価に年間予定数量を乗じた額の合計額（総価）での一般競争入札とする。

(2)　入札者は、本市が提示した各工種全てに単価を入れなければならない。

(3)　入札者は、市が作成、配布した計算ファイル（エクセル）の「単価内訳書」を用い、計算式、書式等を改ざんしてはならない。

(4)　入札者は、各工種の単価には全て金額を記入（入力）しなければならない。

(5)　入札書と単価内訳書には割印を押印しなければならない。

(6)　入札書に記載する金額は、単価内訳書の合計金額と一致した金額を記入する。

(7)　入札書備考に記載されている条件を満たしていない場合は、失格とする。

３　入札参加資格の審査については、開札後に落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する方式(事後審査方式)で行うこととする。入札参加の審査に係る書類については、「一般競争入札参加資格確認申請書｣とともに、以下の書類を添付書類として提出すること。

・　競争入札参加資格認定通知書

・　第３節入札参加資格第4項を証明できる書類の写し

・　第３節入札参加資格第5項第1号に規定する「入札参加資格に関する申立書」（様式Ｆ）

・　組合員名簿（第３節入札参加資格第7項に該当する場合）

・　その他任意提出書類

４　前項の一般競争入札において不調となった際は、再度一般競争入札を行うこととする。ただし、再度一般競争入札を行うことで、業務履行時期が市民生活に影響を及ぼす恐れがあるなど一般競争入札に付することが不利と認められる場合は、資格審査委員会を経て指名競争入札を行うことができるものとする。

５　契約は、次により行う。

(1)　一般競争入札(または前項における指名競争入札において最低価格を入札した業者と契約する。

(2)　契約は、全ての工種に対する単価契約とする。

６　支出負担行為

支出負担行為（様式Ｄ）については、施工伺い時に第2項（1）における合計額（総価）にて伺い、契約後に落札した契約単価を入れ替えた合計額で契約決定する。

**第５節　業務の実施**

業務委託実施の基本は、次のとおりである。

１　業務の着手

業務着手日(履行期間の初日)に提出される書類は以下とおり。（業務仕様書参照）

・　業務着手届（様式１）

・　現場代理人及び主任技術者指定通知書（様式２）（業務着手届に添付）

・　技術者経歴書（様式３）（現場代理人、主任技術者についてそれぞれ作成のうえ業務着手届に添付）

・　施工計画書

上記提出書類について、業務員は記載内容の不足や妥当性について確認し、所属の部長までの供覧を修繕作業の始まる３月末日までに完了すること。

２　業務指示

(1)　受託者に業務の指示を行う場合は、修繕発注書（様式12）に必要事項を記載の上、所属長の決裁を経て受託者に送付し、業務発注簿（様式Ｅ）に記載する。

(2)　指示した業務の累積額が、第４節４の支出負担行為で定めた額を超える見込みとなった際は、配分を受けた予算の範囲内で、別途支出負担行為にて追加額を定めること。

３　市設街路灯修繕業務内容報告書

(1)　受託者は、指示日、修繕日、街路灯管理番号、住所、街路灯の形式、作業内容（単価番号）、数量、単価、金額を記載した市設街路灯修繕業務内容報告書（様式９）を、毎月末後に速やかに提出するものとする。また、業務の該当月は修繕日を基準とする。

(2)　提出された市設街路灯修繕業務内容報告書（業務実施数量集計表（様式10）、業務日誌（様式８）、支給材料使用簿（様式５）、ある場合は現場発生材の処分伝票を添付）は、受付印を押して受領日を明確にし、所属長まで供覧すること。なお、文書番号の付番は不要とする。

４　完了届

(1)　履行期間内に次の６つの期間を定め、その期間の業務が完了した場合は速やかに完了届（様式11）が提出されるが、事前に当該期間の市設街路灯修繕業務内容報告書が提出（期間内最終月については、同時でも可）されている必要がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 検査月 | 対象月 |
| ６月 | ４、５月 |
| ８月 | ６、７月 |
| 10月 | ８、９月 |
| 12月 | 10、11月 |
| ２月 | 12、１月 |
| ３月31日 | ２、３月 |

(2)　完了届（業務実施数量集計表（様式10）を添付）を受領した業務員は、その完了を確認したうえで所属長まで報告する。業務員が不在の場合は、代理者により完了を確認し、完了を確認した職員の部分には、業務員の氏名に合わせ代理者の氏名を記載すること。また、受付印を押して受領日を明確にしておくこと。

(3)　業務員は、検査命令として完了届下段を利用して検査員の指名、検査日時について課長までの決裁を受ける。

・　検査員は、課長が指名する業務担当係長以外の係長職以上とする。

・　立会人は、課長が指名する業務担当者以外の一般職とする。

・　検査は、完了届の受理の日から10日以内に実施しなければならない。

５　業務委託成績表

業務主任は、履行期間内の最終の完了届の提出を受けたら速やかに業務委託成績表（様式Ａ）を作成し、これを完了届に添付すること。

６　検査

検査は、業務員、受託者（現場代理人又は主任技術者は必須）、立会人が同席のうえ、検査員が、契約書、仕様書その他関係書類に基づき、市設街路灯修繕業務内容報告書等の検査対象期間の業務報告関係書類及び必要に応じて現地確認により実施する。検査員は、業務履行検査報告書をもって検査結果を命令者に報告する。

７　請求書

検査に合格したときは、受託者から請求書を受け、所定の支出手続を行う。

**第６節　消費税の取扱い**

契約単価に消費税及び地方消費税相当額は含まれない。したがって、検査対象月の作業実績と契約単価に基づき算出した金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を支払額とする。

**第７節　その他**

業務委託の実施について、この要領のほか必要な事項は、建設局長が別に定める。

**様　　　　式**

様式Ａ 業務委託成績表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

様式Ｂ 成績表考査基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

様式Ｃ 出来ばえ考査基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

様式Ｄ 支出負担行為伺書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

様式Ｅ 業務発注簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

様式Ｆ 入札参加資格に関する申立書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

****

********

****

****

（様式　Ｆ）

入札参加資格に関する申立書

令和　　年　　月　　日

　札幌市長　　　　　　　　　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　印

令和　年　月　日付けで入札告示のありました札幌市○区△地区市設街路灯修繕業務に係る競争参加資格のうち、高所作業車等に関しては、

　１　自社で所有している

　　　※車検証及び従事者の免許・技能講習修了を証明できる書類の写しを添付

　２　契約期間中常時リース等により確保する

※契約時にリース等の契約書及び従事者の免許・技能講習修了を証明できる書類の写しを提出

ことを申し立てます。

　なお、上記２に該当の場合については、契約締結時までに、当該リース契約等に基づく高所作業車等を確保できない場合には、本契約の解除項目となることを確認いたします。